

1978 (毎月1回発行)

6月号

(村の面積)

332.60km<sup>2</sup>

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和53年5月1日現在)

村の人口

総人口 1,800人

男 918人

女 882人

出生 2人

死亡 1人

転入 18人

転出 22人

世帯数 543世帯

## 過疎対策

### 記念植樹行なわれる



去る5月29日、朝日保育所グラウンドにおいて去年1月から今年3月までに結婚した15組(出席8組)の記念植樹が行なわれた。

この記念植樹は昨年本村が施行した「過疎対策条例」に基づいて行なわれたもので、村が用意した6年生のヤマザクラの苗木を2人仲良く植樹。また出席者の中には4月に生れた赤ちゃんを連れた夫婦もあり、村長が子守をするなどなごやかな光景が見られた。

# 和泉村議会議員選挙

## 投票日は7月9日執行(予定)

村議会議員任期満了に伴う「和泉村議会議員選挙」は、七月九日に執行(予定)することになりました。

選挙期日の告示は七月二日、立候補締切は七月三日午後五時。

投票は和泉村役場ほか四か所で行われ、午後八時から中央公民館で即日開票します。

なお、投票所及び投票所開閉時刻は別表のとおりです。

### 《投票所及び投票所開閉時刻》

投票区名	投票所施設名	投票時間
第一投票区	和泉村役場	午前七時～午後六時迄
第二投票区	大納地区村民体育館	午前七時～午後六時迄
第三投票区	公民館 下山分館	午前七時～午後四時迄
第四投票区	後野道場	午前七時～午後四時迄
第五投票区	朝日小学校旧前坂冬期分校	午前七時～午後四時迄

### 登録基準日は

六月三十日

### 名簿縦覧は

二日三日の二日間

今回の村議会議員選挙人名簿、選挙時登録の基準日および登録の日などは、次のとおりです。

- 1 登録 七月一日
- 2 基準日 六月三十日
- 3 名簿縦覧期間 七月二日～七月三日
- 4 名簿縦覧期間場所 和泉村役場
- 5 登録の要件
  - (イ)日本国民であること
  - (ロ)年齢満二十才以上の者であること。
  - (ハ)和泉村の区域内に住所を有す

る者であること。

(二)和泉村の住民票が作成された日(転入届をした者についてはその届出の日)から引き続き三カ月以上和泉村の住民基本台帳に登録されている者であること。

この登録要件を今回の選挙にあてはめると、次のとおり。

#### ◇住所要件

六月三十日の基準日から三カ月さかのぼった応当日(三月三十日)以前から引き続き本村に居住し、住民基本台帳に登録され、または転入の届出をした者が有資格となります。

#### ◇年齢要件

七月九日の選挙期日現在で満二十才以上に達する者で、次の住所要件を満たしている者が有資格者

となります。

六月三十日の基準日までに、三月以上の住所要件を満たしている者で、同日に満二十才に達していない者でも、七月九日の選挙期日までに満二十才に達すれば有資格者として登録されます。

### 投票日に投票所へ行って投票できない方は

#### 不在者投票を

不在者投票は、投票日に正当な事由によって投票所におもむき投票することのできない人の為に、選挙の期日の告示の日から、投票日の前日までの間に、投票をすることが出来る制度です。

#### ◎不在者投票の手続き

選挙期日の告示が行なわれずと、役場に不在者投票所が設置されますので、不在者投票を希望する選挙人は、その投票所に行つて投票当日投票することができない旨の申し立てをした宣誓書を提示するだけの簡単な手続きで投票ができます。

宣誓書の用紙は選管に用意してあります。

#### ◎不在者投票のできる期間

不在投票は、選挙期日の告示の日から投票日の前日まで、日曜、祭日をとわず、毎日午前八時三十分から午後五時まで行なうことができます。例えば、七月九日執行の村議会議員選挙における不在者投票のできる期間は、

七月二日から七月八日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで

#### ◎不在者投票の方法

- (1) 和泉村役場で投票する場合、不在者投票所には、選管の書記が待機しておりますから、不在者投票を行なう旨申し出てくだ
- (2) 和泉村以外の市町村に滞在されている選挙人から不在者投票をしたい旨の請求がありますと郵送により本人あて投票用紙と投票手続きの注意書など同封の上送付いたしますので、送付されましたら、すぐ滞在地の役所内にある選管に、郵便書類を提示下さい。(同封の注意書をよくごらん下さい。せっかくの一票が無駄になることがあります)
- (3) 指定病院等に入院されている選挙人が、不在者投票を希望する場合には、入院中の病院にその旨申し出て下さい。院長が手続きをしてくれます。

#### ◎不在者投票を希望される選挙人は、なるべく早めに

手続きをしてください。なお、このほかお知りになりたい方は、選管におたずねください。

# 私達の手で

## 選挙違反を追放しましょう

# 選挙運動

できること  
できないこと

### ○できないこと

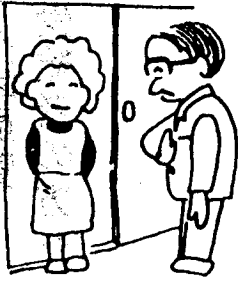
#### ○事前運動

選挙がいつあるのか、告示されていなくて近づく予想される選挙に備え、実質上、選挙運動を開始することはよく聞く例ですがこれは禁止されていることなのでお互い充分注意が必要です。

#### ○戸別訪問

特定の候補者に投票して下さいとか、しないで下さいと頼むために戸別訪問をすることはできません。  
なお、戸別とは、会社、工場も入ります。

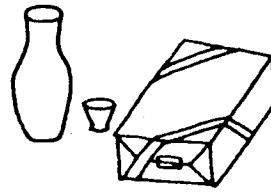
### 【禁止】 戸別訪問



○気勢を張る行為  
自動車を連れ、あるいは隊列を組んで気勢を張る行為はみとめられ

### 【禁止】

酒・ビール・高級菓子類の  
飲食物提供



#### ○飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、原則として禁止されています。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合。陣中見舞として候補者等に飲食物を提供すること。

れません。

#### ○署名運動

選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは、いさゝいでできません。

### ◎できること

#### ○自由に行なえる選挙運動

▽電話を利用して投票を依頼すること。

▽「幕間演説」といって、映画館の休憩時間等に演説すること。

▽「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。

▽また一定の制限はありますが、

- (1) 街頭で演説すること。
- (2) 新聞広告を出すこと。
- (3) 自動車に乗ってよろしくお願ひしますといつて連呼してあ
- (4) 個人演説会を開くこと等が認められています。

### 【自由】

#### 電話利用



### 【自由】

#### ○制限される選挙運動

(1) 公務員の地位利用による選挙運動。

(2) 国や、地方公共団体の公務員、あるいは公社公団の役員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。

#### ○挨拶行為

当選または落選したことに關して挨拶回りをしたり、当選祝賀会を開催したりすることはみとめられません。

#### ○その他

未成年者は選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。ただ、湯茶接待をしたり、文書を書き写すような単なる労務の提供はみとめられています。

選挙運動は当選を目的として候補者の政見や人物を選挙人に知らせるための運動です。本来選挙運動は自由に行なわれるのが一番良いのですが、これを野放しにすると金や地位のある特定の候補者が有利となり真に私たちを代表する



選挙用の車利用

## 陣中見舞、当選祝は

## やめましょう

立派な人を選ぶことができないくなるおそれがあるので運動はすべて公平に行なえるよう選挙運動の方法や費用について一定の制限が設けられています。

### 昭和五十三年 成人病検診日程

●日時、場所  
六月十二日午前十時～午後六時  
大納地区村民体育館  
六月十三日午前十時～午後六時  
和泉村老人センター

# 老人医療費

## 受給者の方へ

七月一日より老人医療費受給者証が変わり、現在使用中の受給者証は使用できませんのでご注意ください。

受給者の方は六月中に更新手続を行い、七月一日から新しい受給者証を使用できるよう役場の通知等に注意して、すみやかに更新手続が行えるようご協力ください。

なお、受診される場合は必ず保険証と医師の窓口に提示して受診して下さい。

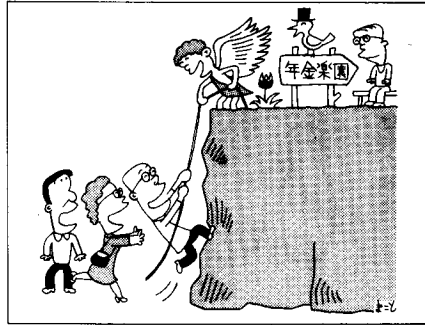
## 「児童手当現況届」は 早目に

児童手当の支給を受けている人は、毎年六月中に「児童手当現況届」を村長（公務員や三公社にお勤めの方は勤務先）に提出することになっております。この届によって前年の所得や児童の養育状況などを確認して、引き続き支給するかどうかを決めることになっております。もしこの届を提出しないと、たとえ支給を受ける資格があっても六月分からの支給を受けられなくなりかねますから忘れずに必ず提出して下さい。その他児童手当の支給を受けている人の住所や氏名が変わったとき、子供が生まれたときなどには届出することになっ

ています。提出に必要な用紙は役場にありますから、係にお問い合せください。

## 天皇・皇后両陛下主催の春の園遊会に本村の吉川議長夫妻が招待される

去る五月三十日東京の赤坂御苑で行なわれた、天皇・皇后両陛下主催による春の園遊会に本村から吉川議長夫妻が招待されました。



## 《国民年金》

### 無年金者にも最後のチャンス

一時の思い違いや、経済上の都合などで、国民年金に当然加入するはずなのに、今まで加入しなかつた人に、最後の加入のチャンス

が与えられます。

この人びとは、今年の七月一日から、昭和五十五年六月三十日までの二年間に加入の手続きを済まし、滞納していた保険料を納めることができます。

滞納保険料額は、一カ月につき四、〇〇〇円の割で納めてください。これで老齢年金の受給資格が認められます。

この申出のできる人は、明治四十四年四月二日以降生まれの当然加入するはずの人です。任意加入の人には適用されません。

和泉村役場国民年金係にご相談ください。

## 石徹白川など主な河川へアマゴの稚魚二十万尾を放流



奥越漁業協同組合では、五月六日、本村から委託を受けてアマゴの放流を行いました。この日、アマゴの稚魚二十万尾を石徹白川、大納川を始め主な河川へ放流しました。

## 税コーナー

### 所得税第一期分の納期は七月三十一日まで

所得税は、七月と十一月に予定納税をし、翌年三月の確定申告で一年間の税額を精算して納税することになっていきます。

七月は、予定納税をする月で、七月一日から七月三十一日までに納税することになっています。

第一期分の納税額は、その人の前年分の所得税額（予定納税基準額）の三分の一の額で、六月中旬に税務署から通知されます。

しかし、前年分の所得のなかに退職所得や山林所得、一時所得、雑所得などの臨時的な所得があるときは、これらの所得はなかつたものとして予定納税基準額を計算することになりました。

水んさい No.122 **ヤマゴ** 味山みのる **ガンゴ**

き水いぬ一票で **平和な村に** 投票日 **7月9日**

## 人のうごき

予定納税基準額が五万円より少ない人は、予定納税をしなくてもよいことになっていますので、予定納税額の通知はされません。

### ▼赤ちゃん誕生

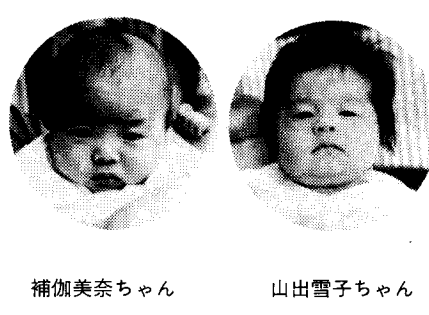
- 上大納 補伽美奈 紀男長女
- 上大納 山出雪子 時彦長女

### ▼死亡

- 上大納 尾崎ソワ 八九才

### ▼婚姻

- 奈良県下北山村 福田 裕通
- 貝 皿 中山さよ子



補伽美奈ちゃん

山出雪子ちゃん